　第４３号議案

　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年６月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　別表⑸の表２１の項の次に次の１項を加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２１の２　建築基準法第５２条第６項第３号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 | 建築物の容積率の特例認定申請手数料 | ２８，０００円 | 認定申請のとき。 |

　別表⑸の表２５の項の次に次の１項を加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２５の２　建築基準法第５５条第３項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 建築物の高さの特例許可申請手数料 | １６０，０００円 | 許可申請のとき。 |

　別表⑸の表２６の項事務の欄中「第５５条第３項各号」を「第５５条第４項各号」に改め、同表２８の項の次に次の１項を加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２８の２　建築基準法第５８条第２項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申 | 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | １６０，０００円 | 許可申請のとき。 |
| 請に対する審査 |  |  |  |

　別表⑸の表４０の項名称の欄および４１の２の項名称の欄中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表４２の項事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築または増築等の認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表４２の２の項事務の欄中「一敷地内認定建築物または一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物または一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築または増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄中「（一敷地内認定建築物または一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）建築基準法が改正されたことに伴い、建築物の容積率に関する特例の認定の申請に係る手数料の新設等を行うほか、規定を整備する必要がある。